

	号外	定価 1部2円	2019 人勧闘争 がスタート！ 参議院選挙も目 前！「吉田ただと も」必勝に向け全 力を挙げよう。	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2502
	第3種郵便物認 可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2019年 6月20日

# 2019人勧闘争一〇一人勧闘争スタート

## 6.19 公務員連絡会 人事院へ要求書提出 =6年連続賃上げ・住居手当改善が最大焦点= 7.25 人事院ヤマ場交渉に向け闘争強化

公務員連絡会（議長：柴山好憲国公連合委員長）は、6月19日、2019 人事院勧告に向けて一宮人事院総裁あて「2019 年人事院勧告に関わる要求書」を提出し、2019 人事院勧告闘争をスタートさせた（要求事項の概要は右表のとおり）。

柴山議長は、2019 年1～3月期の実質 GDP 成長率は年率換算で2.2%増となり、プラス成長であるも、景気は予断を許さない、「経済の自立的成長」の実現には月例賃金の引き上げが不可欠であることや、人材の確保・定着に向けた賃金水準改善が必要だ。とりわけ中小組合の賃上げ率は大手を上回る。造幣局及び国立印刷局の賃金も0.33%相当の引き上げで妥結したことを触れ、「本年も公務員給与について引上げ勧告は当然」と迫った。

### 【2019 人事院勧告に関わる要求書の主な概要】

- 賃金要求
  - ・月例給及び一時金の引上げ勧告の実施（実質賃金の動向を踏まえ、全世代への配分を）
  - ・諸手当等については職員の職務や生活実態を踏まえて改善を、住居手当も総合的に改善を
- 労働諸条件の改善（特に長時間労働是正）
  - ・超過勤務縮減のため、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理の実施
  - ・「他律的部署」の指定の厳格化・超勤縮減の徹底
  - ・公務における「勤務間インターバル」の確保
  - ・家族介護を理由とした離職防止のための介護休業制度の導入
- 段階的定年延長の着実な実施



回答する一宮総裁

加えて、住居手当の改定、公務職場における超過勤務縮減等を強く求めた。一宮総裁は「本年の勧告に向けて要求事項について意見を伺いながら、検討を進める」との姿勢にとどまった。

公務員連絡会は、今後事務レベルでの交渉を継続し、改善勧告を引出すため、7月25日を交渉ヤマ場として中央行動を配置しながら、8月上旬と見込まれる人事院勧告に向け、取り組みを強化していく。



要求する公務員連絡会柴山議長（右側）

# 6.18 政治決戦に向け県職労を激励 参院選『吉田ただとも』 比例区『吉田ただとも』 =盛岡市議選『野中やすし』とともに必勝に向け全力を=

6月18日、来たる参議院議員選挙に比例区で立候補する「吉田ただとも」（前社民党党首・元1期・自治労組織内）さんが激励のため県職労本部を訪問されました。

参議院選挙での議席奪還に向けて全力を挙げる決意を表明するとともに、8月18日告示・25日投開票の盛岡市議選・県職労組織内「野中やすし」必勝に向けて、連帯して頑張り抜くことを誓い合いました。



野中やすしを激励する「吉田ただとも」（右）さん

「吉田ただとも」さんは18日夜の時局講演会で社民党の政策を訴え、必勝に向け支持拡大を訴えました。



熱弁振るう「吉田ただとも」さん

## 「吉田ただとも」の政策

①憲法9条を守る…自衛隊を明記する改憲阻止。平和社会の実現を。

②不公平税制の是正と福祉・医療の充実

現在の税制は所得再分配機能が果たされていない。消費増税に反対し、大企業・富裕層への増税と防衛費等の削減を。生み出した財源で福祉・介護・医療・教育予算の拡充を。

③生活と権利を守る…長時間労働是正・過労死防止のための働き方の見直し、最低賃金1,500円実現

④地方の再建…小泉構造改革時の各種規制緩和で地方を疲弊させた。対案を示し、地方を再建する。

地方自治体の要員確保と地方財政の確立を。

⑤脱原発の実現…原発ゼロ基本法の早期成立、電力供給システムの見直し、再生可能エネルギー推進。

参議院選挙も公示まで目前。私たち県職員の置かれている立場を理解し、これまで参議院の場で地方自治体の課題を訴え、改善を求めて活躍してきた「吉田ただとも」さんの議席復活に向けて、組合員の皆さんのこれまで以上の支持拡大を要請する。

## 7.5 人員確保要求・会計年度職員制度課題／人事課長交渉へ

県職労では、「分会基礎調査」の取りまとめをしており、7月5日に人事課長交渉を行う。交渉では、分会基礎調査の結果を示すとともに、任期付職員の任期の定めのない職員への選考採用枠拡大の要請署名も手交し、交渉に臨む。会計年度任用職員制度の運用（勤務労働条件、任用方法）を巡る交渉も本格スタート。交渉に向け人員不足や超過勤務などの職場実態などの諸課題を県職労にお寄せください。